

# 自然保護

Jul. 1974

146

The Conservation of Nature

昭和49年7月15日発行/通巻第146号 昭和37年3月8日 第三種郵便物認可 毎月15日発行

## 自然保護憲章制定記念号



### 自然保護憲章制定の意義

林 修 三

自然保護関係の運動をしている人々にとって多年の念願であった自然保護憲章が制定された。この憲章の制定に関係をもちつづけてきた私としても深い感慨なきを得ない。

自然保護憲章といったものを国民の自然保護に対する心構えなしし行動の指針として作ろうという動きがはじまったのはもうずいぶん前のことである。それが、こんどのような形で実を結ぶに至るまでにはいろいろの経過があった。最初のうちにはどちらかといえば、国立公園などに代表されるわが国の美しい自然景観の保全・保護ということを主な対象にして考えられていたが、その後、わが国をとりまく情勢は大きくかわり、公害とか、環境保全の問題が切実な社会問題として国民各層の関心を呼ぶようになったので、それに伴って憲章の構想も次第にかわり、こんど制定された憲章にみられるように、自然の意義、自然と人間の関係、自然に対する人間の心構えなどを根元的に掘り下げて考え直し、そこから、自然保護・自然環境の保全といった問題全般に関して国民がその心構えないし行動の指針としてもつきことがらを導き出すという姿勢がとられた。これは正しい方向であり、これによって後世に向っても、外国に向っても、批判にたえうる憲章になったといえると思う。

憲章は、現在の情勢下では、作ること自体にも意義はあるが、それが真の価値を発揮するためには、国民各自によってその中味が確実に実践される必要がある。憲章作成の関係者に課された課題は、今後、国民の実践的協力をうる確実なみちをいかにしてきり開いて行くかということであろう。

(自然保護憲章制定国民会議準備委員会代表・自然環境保全審議会会長)

▲ 六月五日に開かれた自然保護憲章宣言式における若人の決意表明

# 自然保護憲章

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳肅で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動物植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明をきざきあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追いあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元に

は長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳肅さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなることなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。  
自然に学び、自然の調和をそこなわないうようにしよう。  
美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。

二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。

三 開発は総合的な配慮のもとで慎重

に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。

四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。

五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめらるべきである。

六 身ぢかなところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。

七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。

八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。

九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

□自然保護憲章制定記念号□

## 待望の 自然保護憲章ができる

石神 甲子郎

### 自然保護憲章制定 運動の経緯

わが国が敗戦後の荒廃より立ち直るため、国をあげて進めた経済開発が急速に進むに連れ、その反面に、世界に誇るに足るわが国土の美しい自然が、至る所で惜しみなく損壊される弊害が顕著となった。

日本自然保護協会では、その対策としてわが民族をはぐくんだ日本列島の勝れた自然を大切にすむ心がまえを国民の間に取り戻し、もって、わが国土に残された貴重な自然を護り、併せて毀損された自然を復元することの緊要性を痛感し、その目的達成のための根本的施策を検討していた。

たまたま昭和三十九年末に協会研究員を兼ねていた横浜国大の宮脇昭氏が西独の国立自然保護研究所留学より帰国され、研究員伊藤秀三氏と筆者へ西独「マイナウの緑の憲章」の土産話をされた。

この緑の憲章は西独の自然保護に関心を

持つ民間各界の代表が、ポードン湖畔マイナウに集まり、五カ年を費やして討議の末一九六一年四月に制定された。法律ではないが国や州の自然保護行政の基礎となり、一般市民の共感を得て、各種教育の基盤ともなっているとのことであった。

そこで、日本にも民間人の手により、わが国民の日常生活の指針となるような独特の自然保護憲章制定の必要を認めて、藤原理事長、児玉・本田両常務理事の同意を得て自然保護憲章制定運動に着手した。

この着想は大崎康国立公園局長の共鳴を得、昭和四十一年夏の大山国立公園鏡ヶ成に開催された第八回国立公園大会にて、千家国立公園協会理事長の司会にて、参列者一同が自然保護憲章制定を決議した。

爾来、国立公園協会・新生活運動協会・日本山岳協会・日本観光協会・日本自然保護協会が幹事団体となり、自然保護憲章案の研究に着手したが、自然とは、憲章とは等の基礎的問題の一致すら困難であった。

四十三年四月、厚生省自然公園審議会は

「自然公園制度の基本的方策」を諮問された答申中に、自然保護憲章制定の必要を述べた同年九月、内閣の観光政策審議会も「経済社会の発展に伴う国民生活水準の変化に対応する観光のあり方に関する答申」に自然保護憲章制定が含まれていた。

四十四年末に日本自然保護協会は児玉政介常務理事の主張により、協业内に自然保護憲章研究部会の設立を決議し、四十五年一月に第一回憲章研究部会を開き二十二人の委員は林修三氏を部会長に選出し、爾来十数回の委員会を開き、六次にわたる議案を検討して、同年十月に日本自然保護協会としての自然保護憲章第一次案を発表した。

林修三氏はこの第一次案を法制局と内閣に説明されたが、同年末の国会に提出された公害対策基本法に「緑地その他自然環境の保全に努める」との条項が追加され、また自然公園法に「勝れた自然風景地の保護は国の責任である」との条項が設けられたのは、第一次案の影響といわれる。

当協会は全国にわたり、二十余回の講演会や講習会等にて憲章第一次案を説明し広く批判や意見を求め、さらに、荒垣秀雄理事の取りまとめで自然保護憲章第二次案を作り、これを自然保護関係団体に示した。

そこで、自然保護百四十一団体は藤原孝夫会長のもとに、自然保護憲章制定促進協議会を結成し、千家氏を座長に、自然保護協会第二次案をもととして、改めて促進協議会案を作り、四十七年四月に発表した。この案は地方公共団体の自然保護条例等に少なからぬ影響を及ぼしている。また、促

進協議会はこの案を大石環境庁長官に提出し、国民の総意による自然保護憲章を作るようお願いし、長官も大いに熱意を示されたが、政変にてその目的を達成するに至らなかったのは残念であった。

ついで、四十七年末に三木環境庁長官が就任されるや、四十八年一月山下理事、筆者等が長官に面接し、改めて全国国民の総意による自然保護憲章の制定方を願ひしたところ快諾され、自然保護局を挙げて支援を命ぜられたことから、俄然自然保護憲章制定運動は急速に進展することとなった。

すなわち、二月には自然保護関係団体代表と学識経験者により、第一回自然保護憲章問題懇談会を開き、憲章制定は国民の総意により、民間の各界より成る新たな団体を結成して、草案を作ることとし、国は側面的援助を行うこと等を決した。

九月に第二回憲章問題懇談会を開き、(1)自然保護憲章は四十九年環境週間に、憲章制定国民会議を開いて制定する。(2)国民会議および宣言式のために、自然保護憲章制定国民会議準備委員会を設ける。(3)憲章案は準備委員会内の起草委員会にて検討する等を決した。

十一月二十二日第三回憲章問題懇談会を開き、各界にわたる全国的組織の十三団体と十一個人を世話人に委嘱し、同月二十三日の第一回世話人会には三木長官も出席され、世話人代表に林修三氏を選出し、国民会議準備委員会の構成並びに十七人の幹事の委嘱等を行った。

十二月七日第一回幹事会で、国民会議準

備委員会は各種の全国的組織の代表と考えられる四十九団体と三十二学識経験者より構成することなどを、さらに、四十九年一月十一日第二回幹事会にて、起草委員候補者の選定と、必要経費の寄付募集等を内定した。

かくして、一月十八日赤坂プリンスホテルにて、三木長官出席のもとで、第一回自然保護憲章制定国民会議準備委員会を開催し、趣意書・会則・予算・作業日程等を定め、憲章の起草委員を推薦した。

起草委員会は林修三氏を委員長に、一月三十日第一回を開いて以来、ほぼ十日ごとに委員会を開催し、五月九日の第十一回起草委員会にて、最終案としての自然保護憲章案を作成した。

この間、四月四日の第二回準備委員会にて国民会議開催要領を、五月十日の第三回の準備委員会にて、宣言式挙行要領と、国民会議に提出する起草委員会作成の自然保護憲章原案を可決した。

### 起草委員会の審議経過

一月三十一日第一回より三月八日第五回委員会までは、憲章案の全般にわたる基礎的な意見の交換を行った。三月十九日第六回よりは、委員の同意により、先に自然保護団体より提出された四十七年の自然保護憲章案をたたき台として、改正案や意見書の提出を求め、新しい憲章案作成の作業を続けた。五月九日の第十一回委員会にお

て、ようやく国民会議準備委員会に提出する原案をまとめることができた。

この間に、自然とは何か、自然保護とは何か、自然環境とは何か、自然と人間との関係は如何、自然保護憲章の目的は何か、憲章と法律との差異如何、憲章の対象をどこに置くか、自然よりの恩恵、自然への恐怖、自然破壊の状況とその原因、開発と自然との関連、自然復元、生命の原点としての自然、自然の構成要素、自然と資源、自然と科学、自然と生存、自然の利用と消費と自粛、自然への感謝、自然優先か人間優先か等々が、各人各様の思想と哲学と信仰にもとづいて、すこぶる活発に意見が述べられた。

しかし、それぞれの問題は、いずれも極めて難解で、多岐にわたる関連を持ち、かつ日ごろの生活に直接関係ある問題が多いので、委員は、いずれも独自の解釈や意見を持ち、帰一することはすこぶる困難であったが、とにかく多くの人の理解し得るような表現と内容を盛り込むことにとめた。

一方、概論としては、憲章に含まれるべき理念や内容は、高遠な理想や次元の高い哲学や信仰などを盛り込むことは必要であるが、憲章の対象が一億国民であるから、老幼男女あらゆる人々に理解されやすい、むしろやさしい表現が望ましいということは一一致した意見であった。

なお、起草委員会並びに準備委員会においては、毎回速記を取り返刷を作って、次に各委員に配布し、審議の参考に供した。速記録は国民会議準備委員会三冊、起草委員会十一冊、国民会議一冊となつたが、いずれ本印刷に付して関係方面の参考に資したい。

### 自然保護憲章

#### 各節・項目等の説明

憲章案の構成は、自然保護団体提出の四十七年憲章案と同様である。すなわち(1)最初に前文と称する部分が全体の半ばを占め(2)次に中央に三節より成る主標と称する部分があり、(3)最後に九項目の実践項目と称する部分の三部より構成されている。

前文では自然の定義、人間と自然との関連、自然についての理解の誤りと錯覚、ひいては人間の自然破壊の状況等を述べ、これがやがて、人間生存の危機の恐れあることを警告し、今こそ、自然に関する人間優先の誤った考え方を捨てて、自然への正しい心がまえを持ち、人々の生活環境の保全に努力するための指針として、自然保護憲章を制定すると決意を示し、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきであるとしている。

主標は自然保護憲章の中核であつて、これのみにても、自然保護憲章の意義を端的に示したものである。

実践項目は、前文と中核とに示された思想にもとづき、人間の行動を規制すべきや具体的指針を示したものである。

次に各節、各項目につき述べてみよう。前文第一節は、自然の定義である。すなわち自然はあらゆる生物の母胎であり、厳粛

な法則や、微妙な法則を有しながら調和したものであるといっている。

第二節は、自然における人の位置関係を示したものである。

自然は太陽より降り注ぐ日光、すなわち光と熱と、地球に属する空気・水・土地等の無機物と、さらに、これらの無機物よりはぐくまれた植物や動物などを構成要素とし、人間はこの自然よりはぐくまれた動物の一種属にすぎないという、自然の内における人間の位置関係を明確に示している。

さらに、人間は自然から限らない恩恵を享受して生存を続けると共に、時には恐るべき数々の天災等の試練をも受けて、これに堪え抜いて、自然からあらゆるものを学び取り、これらを積み重ねることに、今日の文明を築いて来た」と説明している。

以上の一節と第二節とは、いずれも自然は人よりもはるかに勝れた偉大な存在であるという、自然優先の思想を示したもので、この東洋哲学による考え方が、この自然保護憲章を通じての基調を成している。

第三節は、人々が今日まで、その欲望のおもむくままに、物質的文明の向上のみを追求することに重点を置き、いつしか自然の恩恵に馴れ、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽視する等、自然についての無理解や錯覚から、自然の資源を乱費し、自然を破壊し、自然の調和をそこなつて来た」と反省的に述べている。

第四節は、自然破壊の影響をやや具体的にあげて、その弊害として、大気は汚染し、水は汚濁し、緑の樹林は伐採されるなど、

自然界における生物生存の各種の条件は、全国至る所でその均衡が破られて、自然環境が急速に悪化したと説明している。

第五節は、自然破壊が人間生活へ著しく悪影響を及ぼしている警告である。すなわち、自然は一度破壊すれば、その復元には長年月を要し、あるいは全く復元できぬ場合もあるので、前述のごとき自然破壊を速やかに改善されぬ場合は、やがて、人間は健康はもろく精神面まで著しく傷つけられ、生命の存続すら危ぶまれ、人類の将来に大きな危機をもたらす恐れがあると戒しめている。

第六節は、自然への誤った観念を捨て、自然への認識を根本的に改めて、自然につ

自然保護憲章制定国民会議の様子



いての正しい心がまえを持つことの必要を述べている。

すなわち、自然現象の厳肅さに目ざめ、従来ややもすれば、人が自然を征服するとか、自然は人間に従属するものであるなどという、人間優先の思い上がりより発した誤った考え方を捨てて、日本民族の本来の思想である、偉大な自然をとうとび、自然の資源の限りあることに思いを致し、各人ほどほどに、節度ある自然の利用に努め、自然の調和をそこなわぬようにして、自然環境の保全に向かつて、国民は一致して努力すべきであると説述している。

第七節は憲章制定の決意を表している。主標は、自然保護憲章の最も中核的な大切な思想や行動を集約的に述べたもので、主標のみでも自然保護憲章の内容を端的に示しているものである。したがって、初等教育の生徒もこの主標を暗記することで、憲章の大意を知ることができるものと考え

一行目は、自然をとうとび、自然を愛護せよと、自然に親しむ心がまえを示し、二行目は、自然よりあらゆるものを学び取って、自然の調和をそこなわぬように自衛を求めたもので、個体維持のための必要な条件を示し、三行目は、美しい自然や大切な自然は永く子孫に伝える義務があると種族維持のための必要条件をのべている。

実践項目は、上述の自然保護思想にもとづく行動指針である。第一項は、自然を大切にし、自然環境を

保全することは、人間が集団生活をするためのあらゆる組織をはじめ各人でも、その責任があるという原則を述べている。

第二項は、勝れた自然景観や、学術的価値ある自然は全人類のために、適当な管理を行い、保護すべきであるとしている。これは、自然保護運動の初期以来の思想である。第三項は、人間生存のためには自然をほとんどに開発する必要があるが、このためには、まず総合的学術調査等を行い、各般の利害を比較考究して、慎重に行うべきであり、第一に自然環境の保全を優先的に考慮すべきことを述べている。この項目は産業開発に関係深いので活発な意見交換があった。

第四項は、自然を大切にすることが日常の行動に伴うようになるためには、幼い時よりの家庭のしつけに始まり、各階の学校教育において、自然のありのままの姿をよく学んで、自然保護の心がまえが身についた習慣となるまで、徹底した教育をすすめる必要があるといっている。自然保護思想普及のために最も重点的な施策である。

第五項は、自然を破壊した場合は、その破壊の原因者の負担にて復元すべきことを示したもので、経済活動や、生活の及ぼす影響や結果についての責任を原則的に述べた。原案の義務は強すぎるとの意見があった。

第六項は、自然復元の具体的問題を述べたもので、特に緑樹の繁茂は自然の代表的条件であるから、生活の身近な所から生活環境の浄化や、緑化につとめて、国内に美し

く明るい生活環境を造成・復元する必要を述べ、緑樹と人間との共存関係が、人類生存のため不可欠であることを説明している。

第七項は、廃棄物の規制であり、各種の廃棄物・排水や、薬物の使用などにより、自然を汚染したり、自然を破壊してはならぬとの警告であり、その規制目標としては自然の自浄作用と自然復元可能な範囲内であるべきことを表わしている。

第八項は、何人もできる自然保護運動として、各自が至る所でごみを捨てたり、動物や地質等を傷つけたり、あるいは騒音を出して、他人に迷惑をかけたたりすることは慎むべきことであると警告している。

第九項は、自然保護の問題は、単に国内問題であるにとどまらず、全地球的の広い視野に立って、積極的に国際的に協力すべきであると主張している。

### 自然保護憲章制定 国民会議

かくて、予定どおり、環境週間第一日六月五日午前十時半より、NHKホールにおいて、自然保護憲章制定国民会議を開催した。すなわち定刻、三百数十人の国民会議協議員が参集し、全日本社会教育連合会会長の森戸辰男氏を国民会議議長に選出し、議長挨拶、事務局長の憲章制定経過報告、自然保護憲章案朗読、林起草委員長の憲章案説明の後、参列協議員の質議に林修三氏が応答された後に満場一致で原案どおり自然保護憲章を可決した。ここに初めて、長

年にわたり待望されたわが国民の総意に  
なる自然保護憲章の誕生をみた次第である。  
なお、森戸議長の発意をもって、別項の動  
議が可決された。

### 盛況だった 憲章宣言式

そして、同日午後一時半より、同じくN  
HKホールにおいて、皇太子・同妃両殿下  
のご台臨のもとで、二千数百人の参列者が  
集合して自然保護憲章の宣言式が挙行され  
すこぶる盛況であった。

この宣言式は過去十年間に及ぶ自然保護  
憲章制定運動の完成祝典として、一期限を  
画するものであると共に、この自然保護憲  
章を広く国民の間に普及・宣伝するための活  
動開始の第一歩でもある。

司会はNHK野村泰治アナウンサーで、  
まず自然保護憲章国民会議議長森戸辰男氏  
より別項のごとき挨拶があり、次に憲章  
の朗読は国民に知れ渡った有名人をとの意  
見もあつたが、自然保護憲章の性質上、民  
族の次代になう若人こそふさわしいと決  
し、東京教育大学付属高校二年生の仙石新  
君にお願いした。

さらに、通例の式典には行政・立法・司  
法の最高位者の祝辞が述べられることが多  
いが、これも避けて、国民の総意を盛り上  
げた宣言式として、各界を代表すると思え  
られる方々より決意を表明していただくこ  
ととした。すなわち、関係官庁の代表とし  
ては、今回の自然保護憲章制定促進の最大

推進者であられた、三木武夫環境庁長官に  
お願いし、次に、若人の代表として東京教  
育大学付属高校二年女子学生の下平由美子  
さんに、さらに、民間成人代表として、画  
家の東山魁夷氏にそれぞれお願いして、別  
項のような決意表明があつた。

そして、しめくりとして、ご臨席の皇太  
子殿下よりおことばを賜り閉式となつた。

以上、大体四十分の式典を終わつたが、  
せつかく全国より多数の同志の方々にお集  
まり願つたので、式典に付随して、左記の  
ようなアトラクションを四十五分催して、  
雰囲気盛り上げた。

まず、NHKホール備えつけの世界的に  
りっぱなパイプオルガンを、斉藤英美さん  
が演奏され、さらにベギー葉山さんと、本  
田路津子さんと、ダータダックスの方々  
が松本文男とミネージャックメーカーズの伴奏  
により、何回もステージに立つて熱心に歌  
われ、大成功裏に散会した。

右の式典の形式は自然保護憲章の宣言式  
にふさわしいものと評される。

### 普及のための 新たな出発点

顧みれば、昭和三十九年自然保護憲章制  
定の着想以来十カ年の歳月が経過した。し  
かし、この間の活動は自然保護憲章問題を  
広く人々の間に思考・理解してもらふ準備  
期間であり、これはこれで有意義であつた  
と考えられる。そして、今回の国民会議と  
宣言式とは、過去十年間の総決算ではある

が、深遠な自然保護問題より考えれば、こ  
れは一応の時期を画する一里塚であると同  
時に、新たに一般国民の間に自然保護憲章  
を普及せしめるための出発の第一歩でもあ  
る。

今後、この自然保護憲章をいかに広く普  
及徹底せしめるかの問題が最も大切であり  
自然保護憲章制定国民会議準備委員会の今  
後の懸案でもある。当然、国の教育課程と  
社会教育上にも取りあげてもらわねばなら  
ない。協会としても、本年事業に全国で十  
カ所前後の一泊程度の講習会等を憲章問題  
を中心として開催したい。また、地方公共  
団体や、自然保護団体等の自然保護問題の  
会合等にもできるかぎり協力したい。

さて、この自然保護憲章をまとも上げる  
ための十年間に、協力・支援していただい  
た同志の方々はずこぶる多数に及び、その  
永年にわたる献身的な努力に対しては何と  
お礼を申し上げてよいかわからない。

すなわち、先年の日本自然保護協会の憲  
章研究会でも、あるいは憲章制定促進協  
議会にても、さらには今回の自然保護憲章  
制定国民会議を開くまでの、多数の懇談会  
・発起人会・世話人会・幹事会・準備委員  
会・起草委員会等の会合がすこぶる頻りに  
開かれた。そして、その都度、各委員は極  
めてご多忙の時間をさいて、つとめて出席

されて、積極的にご協力をいただくことが  
できた。すなわち、この自然保護憲章こそ  
は、自然保護に志を同じうする多数の方々  
の永年にわたる善意と苦勞の結晶というこ  
とができる。

ところが、このような皆様の苦勞に對  
して、日本自然保護協会も、自然保護憲章  
制定促進協議会も共に財政的に貧弱であつ  
て、会合は各委員の犠牲により盛り上げて  
いただいた次第である。さらに今回の自然  
保護憲章制定国民会議関係の経費にしても  
極めて不十分であり、現在まだ寄付金を募  
集中である。しかも、この経費は委員会そ  
の他の諸会合と国民会議と宣言式のための  
会場費・資料費等の必要経費であつて、人  
件費等は全く含まれていない。したがつて、  
今回の会合も、その都度各委員の負担にて  
出席をお願いしたしたので、はなはだ心苦  
しい次第である。

さらに、三木環境庁長官はじめ、江間自  
然保護局長・大井参事官・波田野休養施設  
課長・諏訪園専門官等環境庁の方々、極  
めて積極的に自然保護憲章制定と、国民會  
議・宣言式の開催にご支援くださったこと  
に心より感謝を表する次第である。

また、今回の国民会議準備委員会の事務  
は国立公園協会と当協会の奉仕による部分  
が大きい。限られた期日に、極めて多岐に  
わたる各般の事務を支援なく処理して、宣  
言式まで大成功裏に運んだ関係者の努力に  
對して厚くお礼申し上げるものである。

(自然保護憲章制定国民会議準備委員会事務局長)



### 自然保護憲章制定 国民会議次第

- 日時 昭和四十九年六月五日(水)  
会場 NHKホール
- 1 開会 (十時三十分)
  - 2 挨拶 国民会議準備委員会代表 林 修三
  - 3 議長選出
  - 4 経過報告 事務局長石神甲子郎
  - 5 議事
  - 6 閉会 (十二時)
- (1) 自然保護憲章案の審議  
(2) 自然保護憲章宣言式について

### (動議)自然保護憲章の 普及・実践について

本日制定された自然保護憲章は、自然保護に対する国民の指標となるものであって、その制定の意義は極めて大きいものがある。

しかしながら自然保護憲章は、制定後におけるその普及と実践こそが、最も必要であり、大切なことである。

今後国民会議準備委員会において、協議員の貴重な意見を十分尊重し、自然保護憲章の普及と実践をはかる手段・方法等について、検討すべきであることを申し合わせる。

昭和四十九年六月五日

自然保護憲章制定国民会議

### 自然保護憲章宣言式次第

- 日時 昭和四十九年六月五日(水)  
十三時三十分～十五時  
会場 NHKホール
- 式次第(四十分)
- 1 開会
  - 2 挨拶 国民会議議長 森戸辰男
  - 3 自然保護憲章宣言 東京教育大学付属高等学校第二学年生徒 仙石 新
  - 4 決意表明 三木武夫  
(1) 副総理・環境庁長官  
(2) 東京教育大学付属高等学校第二学年生徒 下平由美子  
(3) 日本芸術院会員 東山魁夷
  - 5 皇太子殿下のおことば
  - 6 閉会
- アトラクション(四十五分)
- 1 パイプオルガン演奏・斎藤英美
  - 2 うた・出演ベギー葉山、本田路津子、データダックス  
松本文男とミュージックメーカーズ

### 国民会議議長挨拶

森戸 辰男

森戸辰男でございます。午前中に開催されました自然保護憲章制定国民会議におきまして、不肖にもかかわらず議長に選出され、協議員各位のご協力により、満場一致

をもって、自然保護憲章が制定されました。引き続き、ただ今より、皇太子同妃両殿下のご臨席のもと、各界各層の代表者多数のご列席を得て、ここに自然保護憲章の宣言式を挙行いたします。議長としてご挨拶申し上げます。誠に光栄に存じます。

近年における技術文明の急速な発達に反比例いたしました。深みゆく生存に対する危機感から、自然保護憲章を制定することの必要性が、社会的立場の差を越えて強く叫ばれておりましたことは、皆様がよくご承知のことと存じます。そうした、いわば国民的要望が結集され、練りあげられまして、本日制定の自然保護憲章にまで結晶いたしましたのであります。この機会に、そもそも自然保護憲章制定の今日的意義とは何かについて、いささか皆様とともに考えてみたいと存じます。

申すまでもなく、自然は、いみじくも憲章の冒頭に喝破してありますように、私ども人間を含めて、生きとし生けるものの母胎であり、生命の源泉であります。生物は、自然から離れては絶対に生存し得られません。万物の霊長などと誇る人間の創造力も、美意識も、肉体が自然から離れると同時に荒廃し、枯渇するのであります。

しかしながら、私どもが文明を築き、文化を深め、繁栄いたしてまいりますためにはこの自然の中に、原始人のごとくただ安住するだけではならないのであります。自然のある要素を食糧とし、ある要素を資源として賢明に利用することもまた、一日と

して怠ることはできないのであります。利用することは、すなわち、程度の差こそあれ、自然のある部分の減失、変化、あるいは破壊をきたします。したがって、どのような方法をもって利用し、それをどの程度にとどめるかが問題の始めであり、終りであります。このことは今日、緊急な世界的な問題となっており、とくに経済の急速かつ高度の成長を遂げつつあるわが国においては、他に例を見ないほど危機的な様相を呈しております。

それゆえに、私どもは、自然の利用を生態系の許容する範囲内、すなわち、自然の復元力や浄化力等が及ぶ限界内にとどめなければならぬことを自覚し、憲章にも、その意味を強く盛りこんでいるのであります。しかし、その限界を正確に知ることは、今日の科学の進歩をもっていたしました、も、いやむしろ、科学の進歩がはなはだ跛行的であります。故に、なお容易でないのであります。

もちろん、国は自然保護、環境保全の諸方策を通じて、これに対処することを怠ってはおりませんが、自然の中に生を享ける私ども国民といたしましては、みずから進んでそれを知るために今後の研究を傾注いたしますとともに、自然のとうとき、自然のしくみの精妙さ、自然の貴重さを肝に銘じ、あらゆる行動を律してゆかなければならないと存じます。

本日定められました自然保護憲章は、そうした思想を、前文、目標、実践項目の順をもって述べたものであります。この比較



の平易な行文の間には、各分野にわたる多数の関係者の方々の、多年にわたるご研究やご努力が圧縮されているのでありまして、その意味するところはきわめて深く、その表現の源は、はなはだ遠いのであります。

しかしながら、この憲章は、先刻制定されたばかりでありますうえに、時間の関係もありますため、意味の詳細は、近く発表される解説書にゆずらせていただきまして、参列の皆様におかれましては、まず、次の世代をになう若人による宣言をお聞き願いたいと存じます。

この憲章をもって、私も国民の自然に対する反省の資とし、さらに進んで、これからの諸行動の規範としてゆきましますならば限りある地球上に住む私どもと私どもの子孫にも、永く健康で充実した生活を送る道が開けるのではないかと存じます。

簡単なながら、これをもって、自然保護憲章制定国民会議議長としてのご挨拶といたします。

### 決意表明

副総理・環境庁長官

三木 武夫

ただいま、千石新君のしっかりした宣言に耳を傾けておりました、私は国民の一人として、また環境庁長官として深い感銘を覚えました。まことに、身のひきしまる思いがしたのであります。

思えば、すでに十年も前から、経済成長優先主義が横行する時勢にあって、自然保護憲章を作ろうではないかという、小さな、しかし確固とした炎が、自然保護の先覚者たちの胸の中にもつていったのであります。その炎は、自然破壊が激しさを増すとともに、燎原の火となって燃え広がりました。そして時には、政府の施策に対する叱正となり、時には、郷土の自然を守る住民運動となり、絶えることなく、本日のこの式典へと一直線につながってきたのであります。私はこの機会を借りまして、なによりもまず、長く自然保護運動を続けられ、この憲章を結実させられたみな様がたのご労苦に対しまして、心から敬意を表したいと存じます。

ところで、この憲章の内容であります、それは平易な言葉によって綴られてはおりますが、その意味するところは、きわめて深遠なものであると思えます。ドイツの偉

大な哲学者、シュバイツァーは、よく、人間が作った倫理というようなものの中に、鳥やけものなど、自然の生きものに対する人間の行動規定が欠落していることを嘆いていたのであります。しかし、わが国においても、自然に対する国民の心構えをきめた自然保護憲章がここに生れたのであります。このような意味から、憲章の誕生こそは、シュバイツァーのいう欠落した倫理規定を埋めるものであると考えることもできましよう。

また、この憲章は、私たち国民に、なかなか、政府や地方公共団体の行政に携るものたちに、価値の転換を鋭く迫っているものであると考えることもできます。少なくとも、それは経済効率という価値基準より、人間の健康、幸福、美に対する憧憬、というような基準こそが大切であると教えているものでありましよう。そして、これらの基準こそは、私たち人間が自然環境の中において、より多く身につけることができるものであります。私は環境行政の責任者として、このような事実を肝に銘じ、今後の自然保護行政をしっかりと進めてまいりたいと存じます。

さらに、この憲章は、私たちに自然との新しい関係、すなわち、自然と人間とは調和を保ちつつ共生しなければならぬという新しい関係を示唆しております。共生、共に生きる、という言葉の意味は簡単ではあります、そのような状況を具体的に実現することはきわめて困難であります。鳥が囀り、花が咲ききそう豊かな人間環境の

創造ということは、まことに難しいことでもあります。しかし、私たちはこのような環境創造への努力を怠ってはなりません。今後の道はたとえ粗しくとも、この自然保護憲章の制定を一つの契機として、さらに一層の努力を傾けなければなりません。私が冒頭に申しました、身のひきしまる思いとは、まさに、このような責務を痛感したからであります。なにとぞ、本日ここにお集りのみな様がたにおかれまして、従来にもまして暖いご支援とご鞭撻をいただけますようお願いいたします。私の決意の表明を終らせていただきます。

### 決意表明

下平 由美子

この度、自然保護憲章が制定されましたことは、豊かな自然を失いつつある日本にとりまして非常に喜ばしいことであります。

豊かな自然は人々の心をうるおし、なごませ、生活を円滑にいたします。さわやかな緑に目をむけ、清い流れの音に耳を傾けることにより、私達は安らぎを覚え、生活のエネルギーを培うのであります。

しかし、近年その大切な自然が近代化の名のもとに、著しく破壊されつつあります。紅葉の名所、すずやかな渓谷、雄大な山々、美しい湖畔など、人々の心を惹きつける豊かな自然は多く観光地化され、人の手が加えられ、ごみにまみれて、痛ましい姿を呈

示しています。

しております。

また都市化の波は、日本の大都市近郊をことごとく襲い、緑のない砂漠地帯をどんどん広げております。緑のみならず、河川・海洋の汚染、大気の汚染もはげしく、特にこれらは、単に景観を損ね、人々の憩いを奪うだけでなく、人体に影響を及ぼして公害を惹き起し、大きな社会問題となっているのであります。

このような事態に対して、私達は手をこまねいてみているわけには参りません。何とかしなければなりません。けれども自然を破壊してきた開発、近代化といったものは、自然に対してこそ、いまわしい働きかけをいたしますが、本来、これらは人間にとって非常に重要なものであります。

社会・科学の進歩発展は、むしろ人間生活の一つの目的であります。したがって、自然保護のためといって、従来のすべてを否定することはできません。とはいえ、このままで近代化の進むことは許されず、私達は日本の社会的・経済的成長と、自然保護を両立させるという困難事を達成しなければならぬのであります。これはなまやさしい努力でできることではありません。

しかし、やらねばならないのであります。そして、これをなすとけるのは、私達若者の義務であります。次の世代になう若者が、これを熟慮し、常に問題意識をもってみつめ、実践をしていかなければ自然保護というものを息の長い確実なものにしていくのは不可能なのであります。

現在の日本は、さまざまな面からみて、

むずかしい局面にぶつかっていると思われまます。このような状況の中で、社会の発展をはかり、自然保護も遂行するというのは、確かに困難であります。しかし、私達若者は、豊かな自然と、人間自身のために、自然保護憲章の精神ののちとって、自然回復・自然保護の努力を惜しまない決意をするものであります。

### 自然は心の鏡

東山 魁夷

自然は人の心を映す鏡であると私は思っております。日本の自然は、日本人の心を映す鏡であります。

日本の文化なり、日本人の美の心を考えますと、千年を越える遠い昔から、度々、外国の影響を強く受けて来ましたが、また、日本人は外来文化の摂取に常に積極的でもあります。しかし、それにもかかわらず、日本独自の文化、日本人特有の美の心を失わずに、持ち続けて来たのは、日本の風土による純化作用とでも言うべき力が、絶えず働きかけているからではないでしょうか。いわば、日本の自然は、日本人が日本人であるための大きな要因の一つであり、いつの時代を通じても、文化の創造の基盤となり、心の拠り処となっていると考えられます。

島国である日本は、大陸的な規模こそありませんが、雪を戴く高い嶺や煙を噴く山もあり、流れの急な深い谷もあり、複雑な

海岸線を持ち、樹木はよく繁り、四季折々の移り変りが実に鮮やかであります。このように変化に富んだ、きめのこまやかな風景美に恵まれた国は、世界にもあまり類が無いとさえ思われます。この日本の自然こそ、日本人のかけがえの無い宝であり、誇りであると言うべきです。

しかし、残念なことに、いま、日本の自然は甚しく荒れて来しました。一年を通じて、よく山や海に旅している私は、それが目に見えて進んで来ているのを感じ、時には絶望的な気持ちになるくらいです。日本人の心を映す鏡は曇り果て、今にもひび割れそうな状態になっています。狭い国土に多くの人々が住むための必要からの自然の開発は、勿論、当然のことではありますが、それでも、破壊や汚染に対しての細心の配慮の上で行われるべきであるの言うまでもありません。しかし、生活の必需でない開発や破壊が、実に恐しい勢いで美しい自然を食い荒している現状です。

自然を改変して人工の楽園を造ることが人間生活の豊かさに繋がるという考え方が、いまや、問い直されるべき時に来ていることは、誰の目にも明らかであります。今後、更に多くの人口を持って、この国土に住む私達の子孫のことを考えても、いま残っている自然を大切に保存して、少しでも多く遺し伝えることが、私達国民全体の重大な責任であり、目下の急務であると言わなければなりません。

もし、自然の破壊がこれ以上進めば、私達は日本歴史の上に大きな汚点を残すことになるでしょう。私達の時代は繁栄の時代では無く、心の貧しい荒廃した時代であったと言ふことになるでしょう。

この国民各層の声を結集して、本日、自然保護憲章が制定されたのは誠に嬉しいこととあります。憲章の作成に御尽力下さいました方々の並々ならぬ御苦心に対し、深い感謝を捧げます。私達はこの憲章をしっかりと胸に刻みこみ、美しい日本の自然―私達の心の鏡を、いつまでも清らかに保ちたいと、切に願う次第であります。

### 皇太子殿下のお言葉

自然保護憲章の宣言式が開かれるに当たり、全国から参加された皆さんに接する機会を得たことは、私の大きな喜びであります。

私達の祖先は、自然を尊び、自然を愛し、心から親しんでまいりました。今日、自然環境をめぐる情勢には厳しいものがありますが、この時機に、関係者の皆さんの努力により、自然保護憲章が制定されるに至ったことは喜ばしいことであります。

私達は、祖先の心を受け継ぎ、自然の保護と環境の保全に力を注ぎ、豊かで平和な社会を築いていきたいと思っております。

自然保護憲章の精神が、自然に対する一人一人の心構えとして、普及し、立派に成長するよう望んでやみません。

財団法人 日本自然保護協会  
Nature Conservation Society of Japan

105 東京都港区芝西久保明舟町一五  
電話 東京(503) 四八九六(代)  
振替口座番号東京五一七七五番